

林業就業のための研修（おおいた林業アカデミー）に係る Q & A

H 2 8 . 1 1 . 2 2

森林ネットおおいた

1. 「林業分野への就業」とは。

研修生は、研修終了後1年以内に、林業分野へ就職しなければなりません。林業分野への就業とは、「林業分野の事業体等と常用雇用の雇用契約を締結して労働すること」をいいます。具体的に就業を考えている会社等が該当するかどうかについては、当法人に確認してください。

① 林業分野・・・

国勢調査における産業分類で「林業」又は「木材・木製品製造業」に分類される事業所と常用雇用の雇用契約を締結（事務職除く）か、同調査において、「林業事業者」に分類されるものに該当する場合を言う。

② 事業体等・・・

基本的には、森林組合、林業会社、製材設備を持っている会社等が対象となります。

2. 「常用雇用の雇用契約を締結して労働すること」をどのように証明するのか。

就業報告届の添付資料として雇用契約書等の写しを提出するよう規定しており、これにより、常用雇用の雇用契約となっているかを確認します。また、当法人が就業状況の確認を行う際には、出勤簿、作業日誌等により常用で労働しているか確認を行います。

3. 親元に就業した場合は「林業分野への就業」とみなせるのか。

受給者が親元に就業する場合、当該林業事業体等に他の従業員がいる場合は、それらと同等の処遇で常用雇用の雇用契約を締結しているのであれば、「林業分野への就業」とみなすことができます。また、当該林業事業体等に他の従業員がいない場合は、当該地域における同種事業の雇用条件等を勘案し、常識的な範囲の雇用契約であれば「林業分野への就業」とみなすことができます。

4. 林業分野への就業先をどのように探せば良いのか？

当法人では、林業事業体の求人に関する情報収集・提供を行っています。また、林業や森林に興味がある方、林業の仕事をした方等を対象とした林業就業相談会「森林の仕事ガイダンス」を開催しており、県内の林業事業体の仕事の内容や、採用に関する情報を紹介しています。

5. 本当に研修料は無料なのか？

資格取得経費も含め研修料は無料です。ただし、現場までの交通費、昼食代、実習等における被服、蜂アレルギーの検診・エピペンの処方等については、自己負担をお願いします。また、別途狩猟免許試験の受験を希望される方は試験手数料が必要となります。

6. 研修場所となる県内の林業現場とはどの辺りか？

研修場所は、林業研修所から車で1時間以内を想定しており、平成28年度は、由布市、別府市、大分市、日田市、竹田市などで研修を実施しています。自家用車での移動が原則となりますが、林道、作業道等の未舗装道路を通る事もあります。

7. 既に資格を持っているが、その場合、研修を受講する必要はあるのか？

既にその資格を持っている方については、資格取得研修を受講する必要はありません。他の研修生の資格取得の講習期間中は、当法人が別途実施する研修を受講してもらいます。

8. 就業状況報告はいつ行うものか？

研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヶ月間の就業実施報告を当法人に提出する必要があります。

研修終了後5年間にわたり、就業状況報告を求めるのは、本事業による効果等を調査

するためです。これを適切に行わなければ給付金の全額返還の対象となります。

9. 林業分野への就業後2年以内に離職した場合は給付金の返還対象となるのか。

給付金の返還対象となります。ただし、やむを得ない事情により離職し、その後速やかに、他の林業事業体等へ就業した場合は、給付金の返還対象とはなりません。

10. 疾病などで研修が受けられない場合は、給付金返還の対象となるか

研修は、年間1,200時間以上の研修実施を想定しています。研修を実施する中で、やむを得ない事情（病気・怪我等による欠席）により、「1,200時間以上」の基準を満たさなくなった場合については、その理由や程度が常識の範囲であれば許容されます。その判断は当法人が行います。

11. 給付金は案内書きのとおり給付されるのか。また、給付される場合、給付時期はいつになるのか

給付金については、国や県の予算状況により変更があり得ますので、ご了承ください。また、給付金の給付は、毎月ごとに行います。1ヶ月間の研修終了後、1ヶ月分相当の給付金を、研修生名義の口座に振り込みます。

12. 連帯保証人2名はどのように選定すれば良いのか。

連帯保証人2名のうち1名は、父親又は母親でもかまいません。特に、申請者が未成年の場合、連帯保証人のうち1名は、親権者にしてください。もう1名の連帯保証人については、父親又は母親とは、独立して生計を営む成年者でなければなりません。例えば、父親又は母親と生計を一にしている配偶者や親族等は認められませんので注意してください。

また、連帯保証人を変更するとき、連帯保証人が死亡（新たに連帯保証人の選定が必要）したときは、当法人が別途定める様式により届出を行ってください。また、必要があると認めるときは、当法人から、連帯保証人の追加又は交替を求めることがあります。

13. 選考はどのように行うのか。

永く林業業界で活躍できる人材の育成を目的としていますので、面接、筆記試験等でのような人材として適正かどうかを確認します。

14. 大分県外からの参加も可能か。

大分県内に住民登録を行う見込みであり、アカデミー終了後に大分県内で林業分野に就業する場合は参加可能です。なお、当法人では住居等の斡旋は行っていませんが、市町村等で移住に関する相談窓口を設けている場合もあります。